

令和 8 年度第 1 回山口南警察署協議会会議録

開催日時		令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 午後 2 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までの間
開催場所		山口市小郡下郷 3 8 4 8 番地 1 山口南警察署 4 階 講堂
出席者	委員	宇佐川会長、福江委員、臼渕委員、日下委員、上野委員、 中藤委員、山崎委員 計 7 名
	警察署	署長、副署長、会計課長、警務課長、留置管理課長、 生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 計 1 0 名
議題		1 業務説明 2 諮問事項「特殊詐欺被害防止対策の推進」
1 会長挨拶 令和 8 年度第 1 回山口南警察署協議会が開催されるに当たり、警察署協議会を代表し、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、御多用の折、多数ご出席いただき、感謝申し上げます。 また、警察署におかれましては、春の定期異動で、署長以下、幹部の多数が異動され、國弘署長以下新体制の下で、昼夜の別なく、地域の安全・安心の確保に邁進されているところであり、この場をお借りしてお礼申し上げます。 さて、今回の協議会の諮問事項は、「特殊詐欺被害防止対策の推進」が課題となっている。 「うそ電話詐欺」で高額な被害が発生していたが、これに加え、昨今は、「SNS 型投資・ロマンス詐欺」と呼ばれる SNS を利用し相手をだまし、見ず知らずの者に現金を送金させる手口で、極めて高額な被害が生じていると聞いている。 人の心理の隙間を突いた犯人の巧みな話術、状況設定、誘導によって被害が生じているもので、その防止には、市民の一人一人が、「自分も被害者となるかもしれない」といった意識で注意を払うことが重要となっていると思う。 各委員には、地域住民への防犯意識の浸透に向け、警察がどのように対応していくことが、より効果的で効率的な被害防止対策に繋がっていくのかといった視点で、積極的な協議、提言をお願いしたい。		

2 署長挨拶

(省略)

3 業務説明

令和8年4月末現在の業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。

- (1) 警務課関係
 - ア 警察安全相談の受理状況
 - イ 警察官採用募集活動への取組状況
- (2) 生活安全課関係
 - ア 犯罪抑止
 - イ 少年非行情勢
- (3) 地域課関係
 - ア 110番通報受理状況
 - イ 地域安全活動
- (4) 刑事課関係
 - ア 刑法犯の認知・検挙状況
 - イ 特殊詐欺（うそ電話詐欺）認知状況
 - ウ SNS型投資・ロマンス詐欺認知状況
 - エ 特殊詐欺被害防止（生活安全関係）
- (5) 交通課関係
 - 管内の交通事故の発生状況

4 諮問事項

生活安全課長が、「うそ電話詐欺等被害防止対策」について、以下の項目に沿って説明した。

- (1) うそ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害認知状況
 - ア 山口県内、山口南警察署管内の認知状況
 - イ 被害急増の理由
- (2) うそ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の特徴
 - ア 手口別
 - イ 交付形態別
 - ウ 年代別
- (3) うそ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策
 - ア 現在の取り組み状況
 - イ 警察庁推奨アプリ
 - ウ アプリ導入支援
 - エ デジタルサイネージを活用した被害防止広報
 - 新山口駅での広報事例
 - 大学等での広報事例
 - 山ログランドホテルでの広報事例
 - オ 戸別訪問による広報

- カ 商業施設での広報
- キ 各種会合での広報
- ク 学校での広報
- ケ SNS等広報媒体での広報

(4) 「特殊詐欺」への呼称変更

5 協議

～効果的な被害防止広報について～

(委員)

業務推進状況の説明の中で、防府商工高校、Y I C情報ビジネス専門学校共同制作の動画を見せてもらったが、危険性や注意事項がコンパクトにまとめられているもので、被害防止のポイントが分かり易く、良い作品であった。

このような作品を幅広い世代に見てもらい、周知していくことが重要だと思う。

(委員)

生活安全課長さんの説明から、警察では、被害防止広報で様々な取り組みをされていることが分かった。

年代別では、65歳以上などの高齢者が多く被害に遭っていることを考えると、対面での被害防止広報が大事であると思う。

私は、先日の年金支給日に行われた商業施設での被害防止広報を視察したが、戸別訪問なども、被害に遭いやすい人の周囲の者が対面で行うことが必要と思う。

地域全体での被害防止に向けた取り組み、地道な対応を進めるしかないと思う。

(委員)

私は、年金支給日に行われた戸別訪問広報の視察をした。

地元では福祉委員をやっており、地域の高齢者のお宅にリーフレット等の広報物を持って回り被害防止の呼びかけを行うことが可能であると思う。

地域場で活動する組織には民生委員もあり、より細やかな広報ができると思うので、この協力を得て被害防止広報を進めてみてはどうか。

二重、三重の広報となったとしても良いのではないかな。

(委員)

説明を聞き、警察では様々な取り組みを十分されていることが分かった。

他機関と連携、デジタルサイネージを利用した広報など良い取り組みだと思う。

私は、地域の会合やサロンなどで80歳、90歳代の方と接点があるが、その年代の多くの方は、勧誘電話の被害防止のため、電話に出ない、悪質な訪問販売被害防止のため、訪問客があっても安易に対応しないことを徹底されており、詐欺にあったという話は聞いていない。

しかしながら、地域の会合などに参加されない方や50歳代、60歳代には、なかなか周知されず、声が届きにくいので、拾い上げる何かがあればいいと思う。

被害防止広報の大枠的なところは警察主導で進め、地域コミュニティにおける広報は、コミュニティの要となる人に協力してもらって進めてはどうか。

(委員)

最近電話勧誘が多いと感じている。

勧誘を含め、詐欺の電話を選別する電話機等の普及が効果的ではないか。

(委員)

私は、年金支給日に行われた戸別訪問広報を視察したが、訪問先は在宅されている方が多かった。

訪問に際しての事前連絡をされていたのか。

(生活安全課長)

年金支給日における戸別訪問広報は、毎回、実施地域を定めて行っているが、事前連絡はしていない。交番・駐在所勤務員や地域のボランティアの方に参加してもらい、被害防止広報をしている。

(委員)

戸別訪問の視察の際、訪問先の方は素直に対応していただき、安心した。

対面での防犯広報は、被害防止上有効な取り組みであると思うが、広報を続けていても、依然として被害発生への報道を耳にすることを考えると課題があると思う。

警察官が同道し戸別訪問することで、訪問を受ける側も安心して話が聞かれる面はあると思うが、地元住民と顔見知りである地域のボランティアや地域の組織の要となる人の協力を得ることで、警察官の同道なくとも可能となるのではないか。

また、携帯電話の被害防止アプリの説明があったが、この度の協議会の前に入れてみた。導入後間がないため、細かな設定方法が判然としないところがあるが、効果に期待している。

(生活安全課長)

現在、警察庁が推奨しているアプリは、NTTが提供するものと、トレンドマイクロが提供するものの二種類がある。

機能は違いがあるが、より効果的に不審電話、メール対策が講じられるものとなっている。

トレンドマイクロの方は、基本的な機能に有償で機能を加えることで安全性が向上するものとなっている。一方、NTTが提供するアプリは、一般的な機能全てが無料であり、アプリに詳しくなくても安心して使用できる様に感じている。

(委員)

アプリの導入による被害防止は効果が見込まれる反面、高齢者等は、そのインストールや設定が難しい人が大半であるため、設定を手伝ってくれる人や場所があると良いと思う。

(生活安全課長)

各地域における防犯講習や商業施設でのチラシ配布などでアプリの紹介や希望される方への設定方法の説明に対応している。

対策アプリを一切入れていないような人には強く推して導入を呼び掛けている。

参考であるが、警察庁推奨の2種類のアプリについて、両方を導入した場合、アプリ相互が競合し、機能が損なわれる状況が生じるとのことである。

このため、アプリを導入される際にはいずれか一つを導入してもらいたい。

(委員)

アプリのインストールや設定について、各地域にある様々な団体に協力依頼されるのも普及の方法の一つではないかと思う。

(委員)

被害多発等、緊急の注意喚起が必要な場合の対策としては、市が設置している防災放送や防災無線の活用を考えてみてはどうか。

～被害防止対策の強化～

(委員)

最近更新した私や社員が使用している職場のスマートホンでは、対策アプリは特に利用しておらず、キャリアの登録時から、電話帳などの登録外の電話が掛かった場合に、「迷惑電話の可能性がある」旨表示が出るものとなっており、便利な機能であった。防犯の意識付けにも役立っている。

(委員)

私は、ノートンというウィルス対策ソフトを入れているが、危険度が色分けで表示されるので役立っている。ただし、設定方法の理解が足りず、未だ大半のメールが迷惑判定されがちな状態にある。

それぞれのアプリの設定の何がどうなっているのかが分り難いと思う。

～その他特殊詐欺被害防止対策に関すること～

(委員)

身近な被害防止対策として、知らない番号からの着信には応答しないように努めている。用件がある場合は留守番電話に残すはずであるため、不必要に電話に出ないようにしている。

このような対応は、被害防止の一步として効果的ではないか。

(委員)

固定電話に着信があった場合に、留守番電話に切り替わる設定となっている。
知らない番号や非通知の電話には応答しないようにしている。

(委員)

自宅のパソコンでインターネットを使うが、端末にウィルス対策ソフトを導入している。過去に警告音が鳴り、警告画面が出るなどのサポート詐欺に遭いそうになり、警戒をしてウイルスバスターを導入したが、最近、再度同じようなサポート詐欺の表示が出たことがある。対策ソフトを導入していても、新たなウィルスにすぐさま対応できるわけではないので、注意が必要である。

(委員)

SNSを通じ高齢者は詐欺事件の被害者となり、若者は事件を起こす側に巻き込まれてしまうことを恐ろしく感じている。

若者が犯罪に加担することがないように、若者世代にSNS等の危険性を理解させ、犯罪から守る対策が必要であると思う。

(委員)

若い年代の人達が、善悪を考えず、知らない間に匿流グループに加担、誘導されてしまうという状況は怖いと思う。

(署長)

少し前までは、SNSで特殊詐欺の「受け子」、「出し子」の募集が行われてい

る状況が目についたが、警察でも様々な対策を講じたところであり、最近は減ってきているように思う。

匿流グループの犯行が昨今話題となっているが、加担する者の低年齢化が危惧されるため、若い世代に対する広報啓発にも取り組んでいる。

迷惑メールの話があったが、対策アプリの拒否レベルを上げて設定すると良いと思う。

(委員)

身内の話であるが、親族のところにその者の息子を語る電話が掛かってきたが、その息子は根っからの九州育ちで九州弁しか話さないのに、標準語で会話したことから、直ぐに不審電話であると看破したという事案があった。

また、私の職場では、顧客や関係会社と電子メールでやり取りを行うことが多いが、使用に際し、個人情報管理上、高度な設定が条件化されており、業務の一環として、年何回か設定状況のテストが行われている。

情報セキュリティには、平素から注意を払っている。

(生活安全課長)

幅広い年代に注意喚起を行っているが、「自分は被害に遭わない」という人や、架かってくるかどうかともわからない詐欺電話1件、2件のために対策が必要なのかと考える人もあり、如何に危険性を伝えていくかが課題となっている。

戸別訪問隊と共に訪問を行い広報する活動は、顔見知りである周囲の人が訪問することで安心感が高まり、説得力を感じるという効果がある。

登録している人に限られるが、市民メールやラインを利用した情報発信も行っており、不審電話の発生等、緊急の広報、伝達が必要な場合、県警と市町の連携によって自治体が運用するメールサービスや、コミュニティFMを活用した注意喚起を行っている。

～その他意見～

(委員)

1点は、6月6日に開催された「交通安全フェスタ&白バイ安全運転競技会」についてである。

去年、今年と視察に行ったが、目前で行われる白バイの運転競技や警察車両が身近で見られたり、パトカーに走行乗車ができたりと、素晴らしい行事であった。

もっと事前広報をして、多くの県民に知ってもらったら良いと思う。

2点目は、阿知須交番の案内看板の設置についてである。

昨年建て替えられた阿知須交番の建物は道路から引っ込んだ位置にあり、元々交番があった場所を知らない人には、道路から分り難いため、道路沿いに交番の看板を設置してもらえないか。

3点目は、道路交通法の改正に伴い、生活道路における速度規制が30キロとされることの広報活動についてである。

このことについて、住民への周知を図るため、地元の地域づくり協議会活動で広報活動したいと考えている。

広報に当たって、9月1日までには30キロ指定となる道路を地図化したものを配布したいと思っているので、協力をお願いします。

地域住民への周知を図るため、全戸配布用に資料の提供をお願いできないか。

(署長)

建て替えが完了した阿知須交番は、正面が駐車場で、敷地が接する道路から交番が分かりにくい状況にあることは承知している。

このため、現在、道路沿いに看板を設置すべく準備中である。

(交通課長)

御意見のとおり、今年の9月1日から生活道路の速度規制が30キロ指定とされるところである。

リーフレットがあるが、全戸配布用に提供できる数はない。

県警ホームページにもパンフレットと同じ内容が掲載されているので、これを活用していただきたい。

6 配布資料

業務推進状況説明資料

諮問事故説明資料

7 その他

(1) 監察関係事案説明

令和8年2月における警察職員の懲戒処分事案について説明した。

(2) 次回警察署協議会の日程

令和8年度第2回警察署協議会の日程は、10月下旬から11月初頭の開催を予定とし、別途日程調整することとした。

(3) 視察

令和8年度第1回協議会終了後、警察署員による柔道・剣道の稽古状況の視察を行った。